

# 経済・産業政策

## 1. 雇用創出を基本戦略とした地域産業政策の推進

1. 「働くことを軸とする安心社会」の構築に向けて、神奈川の持つ優れた技術力、開発力を維持・強化しつつ、それをベースに成長が期待できる産業分野に積極的に進出をはかること。そのために、情報通信や先端部門に限らず多様な産業分野で、付加価値の高い財やサービスを生み出す雇用への転換をはかること。
2. 産業の活性化をはかり、生活と雇用の安定を基本にした規制改革を進めること。また、環境保全、災害防止、安全・健康、公正な労働条件の維持、格差の是正などに関わる社会的規制については、強化をはかること。
3. 地域経済の発展に向け、国・県が保有する融資・貸付制度を積極的に有効活用されるよう周知の強化をはかること。
4. 産業政策の見直しや経済特区選定等の推進にあたっては、雇用政策と一体のものとして推進すること。産業政策には、ものづくりに加え、生活関連産業、商業、サービスにおける産業と雇用を位置づけること。
5. 地域経済の活性化をはかるため、「かながわグランドデザイン」や「セレクト神奈川100」を推進することで、企業誘致をより戦略的に行うこと。また、企業の移転や撤退などによる「跡地」の有効活用の対策を強化し、事業やまちづくりの創造に繋げること。
6. 「神奈川を情報（流通）発信基地」と位置づけ、ICT産業の発展策をはかること。そのため、高度情報化社会の形成は、産業インフラの構造的転換・生活者の利便性の向上をもたらすとの認識に立って、情報化に向けた社会資本の整備を急ぐこと。
  - (1) 自治体としてICTの普及をはかるため、「もっと便利に、もっと使いやすく」との観点でICTを活用できるメニューの策定を行うこと。
  - (2) 公共施設において、高齢者・障がい者をはじめ誰でも利用できる情報機器の配備を進め、あわせて人材育成体制の整備を行うことでICTの普及を促進すること。
  - (3) ICT産業の健全な育成のため、国内外からのサイバーテロ対策をはじめプライバシー保護などセキュリティ対策を強化すること。あわせて、首都圏における共同のセキュリティ対策、さらには、市町村への支援措置などを進めること。
7. 自治体の工事や業務委託の入札・契約に関わっては、以下のとおり進めること。
  - (1) 公共投資は、介護・福祉、保育、住宅・公園など生活関連社会資本の整備、都市基盤整備、情報インフラ整備を優先し、同時に雇用創出、少子高齢対策、内需拡大につながるものとする。
  - (2) 官公需については地元中小企業に優先的に行うこと。また、安全対策などに十分な配慮をした上で、PFIの手法を活用しコスト削減をめざし、情報開示も行うこと。
  - (3) 公共投資の計画、遂行中、完成後の評価について、評価委員会に一般住民の参加（公募）を行うこと。
8. 神奈川県における科学技術蓄積をもとに、産・官・学の協同・協力体制を検討すること。また、地域雇用の創出や新事業展開等の地域活性化を検討する場として、地域金融機関、地域労働組合も参加した「産官学金労」が一体となる枠組を進めること。

- (1) 協同・協力事業への県内企業の出資・参加方法、事業の成果に対する知的所有権保護のルール化等、産業の振興を主眼とした主体的取り組みを進めること。
  - (2) 産学官の連携を強化するため、コーディネーター役の人材育成を推進すること。
  - (3) 現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援とともに、インターンシップを単位として認める制度を普及させるなど、地域企業と連携した高校・大学などにおける職業人としてのカリキュラム強化を行い、勤労観の確立につながるよう努めるとともに、就業意識の向上をはかること。
9. ものづくり基本法（ものづくり基盤技術振興基本法）、及び「ものづくり技術基本計画」に基づき、以下の取り組みを進めること。
- (1) ものづくり基盤技術の研究開発、情報提供の促進事業者と大学等の有機的な事業連携をはかること。
  - (2) ものづくり基盤技術の維持向上、産業集積の促進・機能を強化すること。
  - (3) ものづくり労働者の雇用安定・能力開発・福祉を増進すること。
  - (4) ものづくり熟練労働者の養成と地域の伝統産業の保護・活性化支援に向け、人材の確保・育成に関する支援をはかるとともに税制上の優遇策を進めること。
  - (5) ものづくり事業者の経営基盤の強化、下請け取引等を適正化すること。
  - (6) ものづくりへの技術教育を小中高等学校で普及・強化し人材育成をはかるとともに、企業と学校との連携強化を行うこと。
  - (7) ものづくりの重要性を認識し、工業系高等学校への技術実習指導や、中小企業における技術・技能伝承に対する技能者派遣事業や技術・技能認定制度などへの支援を強化すること。
10. 神奈川の観光産業を推進するための支援を強化すること。
- (1) 海外から観光客対策として、案内板の多言語表記、ICTを活用した多言語情報の提供等をハード面の整備を推進すること。あわせて外国からの旅行者に対して、公衆無線LANなどを利用し、神奈川県内での観光滞在に必要な情報が手軽に届く、快適な通信環境を構築すること。
  - (2) 知名度の拡大策として、日本各地にアンテナショップ等を設置すること。ならびに海外へのアピールを行うこと。
11. 「かながわスマートエネルギー計画」に基づく各事業を着実に実行すること。
12. 新たな地域産業ビジネスの開発として、農山漁業の有する資源を活用した第6次産業化（第1次・第2次・第3次産業のベストミックス）への支援を行うこと。

## 2. 地域別の産業の活性化対策の推進・港湾等施策の充実

1. 京浜臨海部の持続的な発展に向け、企業の積極投資を促進させること。また、都市生活の維持に必要な循環型産業等について、地域環境の保全に配慮しつつ、その集積を推進すること。
2. 総合特区（京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区、さがみロボット産業特区）の推進にあたっては、地域の中小企業との連携を進めることにより、地域活性化と雇用の創出につながる政策を推進すること。

3. 「さがみロボット産業特区」を中心に、生活支援ロボットなど、幅広くロボットの実用化や導入を促進することで、経済の活性化をはかること。
4. リニア中央新幹線中間駅の設置による地域経済への波及効果について、周辺地域の発展に結びつく計画をつくること。
5. 2022年4月開通の多摩川スカイブリッジを更に神奈川県全域の活性化のつなげるため、国家戦略特別区域のプロジェクトの一環として、国をはじめ当該自治体が連携して推進すること。
6. 「国際コンテナ戦略港湾」として、京浜港の活性化に向けた具体的な施策を推進すること。とりわけ、港湾の機能の強化とともに、環境負荷対策や、道路交通網の整備により、物流の機能強化をはかること。
7. 海上コンテナ輸送における中小・零細業者への一方的コスト切り下げを防止し、適正な労働条件確保に努めること。

### 3. 公正な取引と起業家の育成等中小企業政策の推進

1. BCPを策定している企業数は増加してきているが、未だ低水準にとどまっている。特に中小企業に対して策定に向けた啓発を進めるとともに、中小企業の経営安定に向けた支援を行うこと。また、公共調達においてBCP策定を求めるなど、中小企業のBCP策定の動機づけ・支援強化をはかること。
2. 公正を欠く取引については、十分に実態を調査・把握し、実効ある措置を講じること。
  - (1) 親企業からの不当な単価の引き下げ、コストダウン強要など優越的地位の濫用を排除し、公正な取引関係の確立をはかること。
  - (2) 大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取り組みが、下請等の中小企業に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分の実現に向けた、企業への実効性の周知を行うこと。
  - (3) 各種要因で増加したコストを適正に価格等へ転嫁することや、消費税の適正な価格転嫁を阻害する行為の是正措置等を着実にを行うこと。
3. (財)神奈川産業振興センターの総合的支援策を充実させるとともに、「新事業促進法」「ものづくり基盤技術振興基本法・基本計画」等の融資策を活用しての振興策をはかること。
4. ベンチャー・起業家（家）支援を強化すること。
  - (1) ベンチャー・ビジネスを支援するために、融資制度の拡充、地域プラットフォーム等創業支援・制度周知体制の拡充、技術開発の促進策の強化等の支援を行うこと。
  - (2) 構造転換をはかる中小企業に対して、税制面における優遇措置を充実させること。
  - (3) 研究開発企業のネットワーク化に対する支援、各種制度活用を紹介を推進すること。
5. 中小企業支援策を強化策として、海外を含めビジネスチャンスの拡大に向け、開発した商品・製品の電子商取引ができるシステムの構築をはかること。その場合の認証・課金・決済の安全性・信頼性を向上させること。
6. 中小企業・小規模事業者にとって、課題である人材不足解消のため、教育機関と連携

し、中核的人材の確保・育成を進め、事業継承等の経営課題の充実に向けた支援を行うこと。

7. 経営安定に取り組む中小企業に対して、金融機関等と協調して長期で低利な融資を行い事業活動の維持・安定に向けた支援を強化すること。
8. 中小企業の事業承継支援のため設置されている「神奈川県事業引き継ぎセンター」の周知徹底をはかること。また、中小・零細の後継者不足対策として、従業員への承継、親事業者との統合を含め事業引き継ぎ支援を行っていくこと。
9. 中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等からの海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供・人材獲得・資金調達支援なども含めた総合的・横断的な支援体制を構築すること。
10. 商店街の活性化にあたっては、多様な組織や地域の担い手と連携することにより、具体的支援策を推進すること。
11. 中小企業振興条例が制定されていない県内自治体に対して、県が主体となり制定を働きかけること。また、中小企業振興条例が制定されている自治体については、労働組合の代表を振興条例審議会の委員として、調査・審議・進捗状況の確認の場に参画させること。

# 雇用・労働政策

## 1. 安定雇用の確保に向けた雇用創出と就労機会の拡充

1. 雇用対策として、経済情勢や産業構造の変化等に速やかな対応を行い、失業者対策や新規卒業者対策などを含めた総合的な対策を講ずること。また、雇用は期間の定めのない直接雇用を基本とする雇用安定化・施策を充実させ雇用の質の向上をはかること。
2. 地域の雇用創出や地域産業の活性化をはかるため、県内の行政・金融・公益・経済団体・労働団体が連携を強化し、意見交換等の場を定期的に開催するなど総合的な指導を行うこと。
3. 雇用機会の創出をはかるため、求人開拓のための具体的指導、相談（指導員・アドバイザー等）、セミナー開催、合同選考会の実施など雇用創出対策を充実・強化すること。
4. 雇用の拡充をはかるため、新技術開発分野（情報通信、住宅、医療・福祉〈介護・保育含む〉、環境、省エネルギーなど）への資本投入や企業誘致を行うこと。また、その場合には、雇用確保を基本条件に加えること。
5. 若者の厳しい就職状況を早期に改善するために、企業等からのニーズにあわせた公的職業訓練メニューの充実や諸政策を強化すること。
  - (1) 教育機関を卒業し、就職後数年以内に離職するような場合に、フリーターやニートなどに陥らないよう、すべての若者に対して良質な雇用の場を創出すること。
  - (2) 地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を行い、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供や、労働条件の的確な明示の徹底を強化すること。
  - (3) 行政は、企業との意見交換の場や求職者との意見交換の場を設定し、若者の就労全般のコーディネーター役の強化を行うこと。
  - (4) ニートや中途退学者など若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援及び職業訓練機関に関する情報を適切に提供すること。
6. 希望者全員が65歳まで就労することができる環境整備がなされていることを、企業に対し周知すること。また、高齢になっても安心して就労できるよう、さらなる制度の拡充をはかること。
7. 中小企業の人材不足が深刻化していることから、県内中小企業の広報や魅力についてのPRを強化すること。あわせて中小企業の求人活動を支援するため、民間の就職サイトに中小企業の求職をアップできる支援を行うこと。
8. 教育機関との連携を強化し、小・中・高の教育課程で、勤労観・職業観を育むための学習機会を充実させること。
  - (1) 行政はコーディネーター役を担い、より横断的な組織で対応すること。
  - (2) 高校生を対象に、職業人としての自立を支援するため、労働法規や就労に関する知識の習得の場を実施すること。
9. 雇用（就職）と密着した職業訓練・能力開発を積極的に進めること。また、訓練期間中の生活保障を充実させること。
  - (1) 国（雇用・能力開発機構）、県、市（政令市）、民間の職業訓練大学、技術系教育、専修・各種学校、各訓練機関の連携策を強化すること。

- (2) 訓練校と企業の間での情報交換、技術上の交流などを推進すること。そのためのコーディネーター役の育成や増員を行うこと。また、民間企業、研究者からの講師派遣の受け入れを拡大すること。
- (3) 個人請負や自営業者、起業を希望する者、離職者、在職者たちのキャリア形成や、ニーズに応じた支援体制を整備すること。
  - ① 働きながら教育訓練コースに参加するための、土・日や夜間、随時開講を検討すること。
  - ② 託児施設の設置など、子育てしながら受講できる環境を整備すること。
  - ③ 職業訓練中であっても、インターンシップ制、トライアル雇用ができる仕組みを検討すること。
- (4) 年齢や在職・離職にかかわらず、働く者の学び直しの機会の拡充など、すべての働く者に適切な訓練機会の提供をはかること。
- (5) 「教育訓練給付金制度」を初め各種の能力開発給付金制度の活用をはかること。
- (6) 職業技術校の体制を充実すること。特に多数の欠員が生じている職業訓練指導員について、正規職員の採用を積極的に行うこと。また緊急対策訓練等を実施するにあたり、施策に必要な人員や予算を積極的に投入すること。
- 10. 職業訓練の機会に恵まれない労働者の能力開発施策として「ジョブ・カード」の活用を促進し、非正規労働者の正規雇用化などをはかること。また、活用を促進させるため、企業における「ジョブ・カード」の評価を高めるための働きかけを強化すること。

## 2. 雇用に関するセーフティネットの強化

- 1. 「労働基準法」及び「労働契約法」の厳格な対応をはかること。併せて、休日労働、深夜労働、時間外規制、就労規則明示、有期労働契約などの労働基準法問題の啓発を強化すること。また、違反企業については、公表や指導・勧告・告発を行うこと。
- 2. 失業した場合の生活の支えとなる雇用保険をはじめとする労働保険の正しい運用に向けて、企業への監視・指導を強化すること。
- 3. 公共職業安定所（ハローワーク）、労働基準監督署等の事業改善・充実を行うこと。
  - (1) 相談事業、求人開拓等については、自治体と連携策をはかり、自治体窓口の事業を拡大すること。特に求人情報提供に関しては、自治体自らの求人開拓とハローワークとの連携を拡大すること。
  - (2) 労働者（相談者）の立場に立った親身な対応を行うため、労働基準監督署の相談体制の強化・改善をはかること。また、管轄区の取り組み・運営等に差が生じることのないよう、監督を強化するなど、自治体と連携して取り組むこと。
- 4. 県および市区町村は、労働局や金融機関、関連団体と連携したワンストップサービスの総合的な相談窓口の設置を行い、困窮している労働者への対応を強化・拡充すること。

### 3. 「働き方」の見直しで、ワーク・ライフ・バランスを推進

1. 総労働時間の短縮をはかり、労働者の健康と生活への配慮、多様な働き方に対応するための具体的改善策を進めること。
  - (1) 時間外労働・休日・深夜労働の削減に向けて、「所定外労働削減要領」や「時間外等設定改善指針」の周知徹底をはかること。
  - (2) 相談窓口を通じて、労働基準法の労働時間に係る規定が適用されるすべての事業場において基準が確実に履行されるよう取り組みを強化すること。
  - (3) 時間外・休日・深夜労働の削減や不払い残業の撲滅に向け、法違反への適正・厳格な対応をはかること。とりわけ三六協定未締結事業場に対する監督指導等を徹底すること。
  - (4) 公務における超過勤務について、その実態を把握するとともに、実効ある超過勤務規制をはかること。とりわけ、公務に適用されている時間外労働の規定（労働基準法第33条3項「公務のために臨時に必要な場合」など関係法令）については、その厳格な運用を確保するため、十分な労使協議を行うこと。
  - (5) 残業なし日の設定（ノー残業デー）、年次有給休暇の取得率を向上させ、労働時間短縮に向けた取り組みを強化すること。
2. 教育現場の労働環境改善のため、策定された「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」にもとづき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。特に、教員の多忙化解消に向け重要となる「在校等時間」による勤務時間の管理や、時間外在校等時間の上限時間の遵守を徹底すること。
3. 働き方改革関連法の円滑な施行と定着のために、労働基準監督署および神奈川働き方改革推進支援センターにおける説明会や個別相談の充実をはかり、法制度の内容の周知徹底と企業の取り組みを支援すること。
4. 在宅勤務やテレワークなどの「新しい働き方」については、労働者保護の視点での情報提供や相談体制づくりを進めること。

### 4. ワークルールの確立（労働法制の取り組み）

1. 労働者保護に関するルールの改定に当たっては、ILOの三者構成原則に基づき、労働者代表、使用者代表、公益代表の三者で十分な議論がなされた上で行われるよう、国に働きかけること。
2. 労働者保護の観点から、相談体制、特に倒産にいたる前の状況においての相談体制を整備し、支援を強化すること。また、退職の認定要件の緩和や、限度額引き上げなどの未払い賃金の立替制度の強化をはかるよう国に要求すること。
3. 改正労働契約法第18条の無期転換ルールを回避目的での雇い止めについては、法の趣旨に反することから、使用者・労働者への周知と相談体制への対応を強化すること。
4. 労働者派遣法の遵守を派遣先・派遣元事業主に徹底するとともに、派遣労働者への周知と相談体制を確実に行うこと。
5. 雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない「名ばかり個人事業主」に係る問題が顕在化している。現行法令においても労働者性

が認められる者には労働関係法令が適用されることを周知徹底すること。

6. 最低賃金法の履行の確保をはかるため、指導等の徹底を行うこと。

(1) 最低賃金は、雇用形態による賃金格差を縮小させ、賃金を底支えする役割を担っている。すべての労働者が生活保護水準を上回ることとはもとより、実態ある必要最低生計費（リビング・ウェッジ）や、一般労働者の賃金水準も考慮した引き上げを行うこと。

(2) 特定最賃は、団体交渉の補完機能として労使関係の安定や事業の公正競争確保の役割を果たしていることから、神奈川県における基幹産業については特定最賃を設定すること。

(3) 家内労働工賃については、実態の把握に努めるとともに定期的に見直しを行うこと。

7. 労働基準行政について厳格に対応し、以下の改善をはかること。

(1) 賃金不払い等は「申告」扱いとして取り扱うとともに、迅速解決をはかること。

(2) 労働基準監督官の増員をはかること。

8. 短時間勤務労働者（パート労働者）について、次の施策を講じること。

(1) パートタイム労働法の周知を徹底し、指針の実効性確保をはかること。

(2) パートタイム、有期契約、労働者派遣など、多様な雇用就労形態で働く場合の均等待遇原則の確立、不当な差別禁止のルール化の徹底をはかるよう国に働きかけること。

9. トラック輸送における労働環境は、過度の企業間競争や荷主からの要請により、運転者の恒常的な長時間労働で安全が脅かされる過酷な状況にある。「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会」など関係する機関・団体が連携し、労働時間短縮に向けて、協力して取り組むことができる環境を構築すること。

10. 県内で実施される「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」については、展開される事業の規模や課題を把握することで、事業の適性化をはかること。また、外国人労働者や利用者からの相談体制を確立すること。

11. 地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。また、働く上で必要な日本語について学習の場を提供すること。

12. 地域で働く外国人技能実習生については、「外国人技能実習法」の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導を強化すること。

13. 自治体の業務・工事発注にあたっては、「中小企業に関する国等の契約の方針」を関係機関に徹底させること。特に、発注、入札については、健保・年金・雇用保険の加入、安全衛生委員会の設置と活動の証明、労災の企業独自見舞金制度適用、中退金加入を最低条件とする制度の確立を入札参加資格要件とすること。交通分野では適正化事業実施機関が認定する安全性優良事業所（Gマーク）の事業所を入札の要件とすること。また、労働基準法等違反や不当労働行為を行った法人・企業については、入札参加及び委託契約から一定期間排除すること。

14. 消防職員の団結権については、消防職員自らの選択による団体を設立することができるようにすること。また、「消防職員委員会」に職員、住民の意見を反映させ、よりよい消防行政を目指すこと。

## 5. 労働安全衛生、労働者福祉対策の強化

1. 中小企業・零細企業や非正規の労働者の福利厚生の補強・充実をはかるため、地域福祉サービスセンターの連携・広域化を強化させること。具体的には、拠点としての広域勤労者福祉サービスセンターの設置・拡充を推進させること。
2. 中小企業従業員の健康維持に向けた啓発・指導を推進すること。推進にあたっては産業保健センターを積極的に活用すること。また、神奈川県労働者福祉協議会の要望を重視した勤労者福祉政策を推進すること。
3. 労働災害の防止にあたって、次の事項について強化すること。
  - (1) 「安全衛生労使専門家会議」を活性化させ、安全衛生施策を積極的に展開すること。
  - (2) 企業経営者に対する講習会等啓発事業の強化や、指導員の講習会等を推進すること。
4. 社会保険からの脱退については、企業の経営状態が悪い（特にそれに便乗したケース）との理由によるや未加入については認めないこと。
5. トラック運輸などにおいては、国土交通省が事業者の社会保険への適正加入をはかるために構築した、通報制度についての対策を強化すること。
6. メンタルヘルス上を理由とした「うつ」による休職や退職、更に自殺などの現状を改善するため、自治体での相談対応を行う専門カウンセラーの増員など対策の強化をはかること。また、企業に対して、「早期発見」の側面にとどまらず、メンタルヘルス教育や職場復帰プログラムなど、一連の対策として推進するよう支援すること。
7. ストレスチェック制度がすべての事業場で実施されるよう、事業者や労働者などへ周知・指導し、必要な支援策を実施すること。

## 6. 障がい者雇用の促進

1. 障がい者の雇用率を向上させるため、障害者雇用促進センターが中心となり、以下の取り組み強化をはかること。
  - (1) 中小企業への雇用拡大をはじめ企業等への指導・啓発として、①障がい者雇用開拓員の拡大、②障がい者を新たに受け入れようとする企業へのサポート体制を強化、③能力開発（職場適応訓練）等、事業雇用開発の連携強化などに取り組むこと。
  - (2) 就労機会を重視し、一人ひとりに対するジョブ・コーチを配し、インターンシップトライアル雇用、正規雇用に至る支援を行うルールづくりを進めること。
  - (3) 各自治体は、率先して障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率以上を目標として取り組むこと。
  - (4) 使用者が存職の労働者に対して、手帳を強要することのないよう、ガイドラインを徹底すること。
  - (5) 実態把握とその対策として、①雇用率の低い事業所については障がい者雇用担当者を置く、②障がい者（又は団体）との交流機会を設ける、③先進的事業所への見学会を行うなどに取り組むこと。
2. 健常者との賃金差別をなくし、平等な賃金とするよう、指導・啓発をはかること。
3. 障がい者の離職の要因を解消するとともに、働き続けられる環境整備を推進すること。

- (1) 障がい者の特性を理解し、労働者として認識する雇用企業の管理能力向上に向けて、研修・見学などの支援を行うこと。
- (2) 生活の自立に向けて、就労者用グループホームの設立などの支援を行うこと。
- (3) 就労の場や社会生活の場で発生する諸問題に対し、保護者・雇用側と協力し、未然防止できる体制をはかること。

## 7. 個別・集団労使紛争への対策の確立

1. 労働審判制度を周知し、個別労使紛争に対する理解促進をはかること。
2. 県労働委員会については、個別労働紛争を含めた幅を持った紛争に対応出来るようシステムに改善すること。
3. かながわ労働センターは、地域労働団体や自治体と連携し、労働相談等の事業の広報活動を促進するとともに、必要な人材育成を行うこと。

## 8. 男女平等に向けた施策の推進

1. 「男女雇用機会均等法」ならびに「男女共同参画社会基本法・基本計画」に基づき、次の施策を講じること。
  - (1) すべての市町村は、男女共同参画推進条例を制定し、施策の充実をはかること。
  - (2) 審議会・委員会など、自治体運営における議論や意思決定の場に女性の視点を反映させるため、各行政が設定した数値（神奈川県・横浜市40%以上、川崎市・相模原市は40%）への達成に向けた進捗状況を公表し、具体的計画を策定すること。
  - (3) 県は、「かながわ男女共同参画推進プラン」の実効性を高めるため、中・長期的展望に立った予算措置を講じること。
2. 女性の就労継続を支援するため、育児・介護時の就労の環境整備を強化すること。あわせて男性が積極的に家事・育児を行う重要性・必要性に関する広報の充実をはかるとともに、環境整備に取り組んでいる企業に対しては優遇措置を講ずること。
3. 女性活躍推進法に基づき策定された行動計画において、2022年7月施行された「男女の賃金の差異の情報公表」に対し、内容を分析のうえ適切に指導すること
4. 神奈川県は30歳代女性の離職率が高い状況にあることから、その要因の改善に取り組むこと。また、各地域については、推進体制の整備の充実や研修、情報提供などの支援を行うこと。
5. 女性の再就職支援として、県をはじめとする自治体と労働局が連携し、「マザーズハローワーク」の全県域への拡充をはかること。また、その運営に当たっては利用者である女性の意見を反映させること。
6. 男女共同参画社会に向けて、次の施策を講じること。
  - (1) 選択制夫婦別姓を始めとする民法改正を国に働きかけること。
  - (2) 税制、社会保険を世帯単位から個人単位へと、公平の観点から見直すよう国に働きか

けること。

- (3) ジェンダーについての正しい理解をはかるため、恣意的運用・解釈を生じさせないための啓発活動に取り組むこと。
  - (4) 間接差別に関する基準の周知、指導ははじめ、幅広く間接差別がなくなるよう対応をはかること。
  - (5) 職場において、福祉（福利厚生）・妊娠・出産により、女性を不利益に扱わないよう事業主に対する指導を徹底すること。
  - (6) 妊娠中の女性労働者に対する事業主の措置について、事業主に対する指導・啓発を強化すること。また、解雇等への対策を強化すること。
  - (7) 採用・登用に関するポジティブ・アクション（機会均等を実現するための積極策）については、法に基づき全企業・事業所で策定するよう指導を強化すること。
7. 男女双方があらゆる選択を自分の意志で行うことができるよう、「固定的役割分担意識」の払拭に取り組むこと。
8. 男女平等の視点に立った対策を強化し、行政機関の発行物における表現については、国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」に従うよう周知・徹底をはかること。また、民間についても準拠するよう指導すること。

# 福祉・社会保障政策

## 1. 地域福祉の確立・強化

1. すべての県民・市民が健康で文化的な生活を送れるよう、医療・介護・保育・福祉・住居等の行政サービスに優先順位をつけて確立し、一体的運営を進めるための体制の強化をはかること。
2. 利用者自らがサービスを選択し、適切に利用できるよう、地域の特性に応じた相談体制やサービスの情報提供、利用支援、評価、苦情解決等の充実に取り組み、福祉サービスの質の向上をはかること。
3. 地域福祉を担う人材としてNPOの活動を評価し、財源等の支援や課税等の免除を検討するよう国に働きかけること。
4. 社会保険に加入できない非正規労働者や失業者の生活を守り・支援するため、自治体機能の強化をはかること。
5. 「生活保護」を受ける権利の確立と、必要な人が本当に受給できる制度とするために生活保護行政の改善を行うこと。
6. 住居を持たない生活困窮者への支援として、緊急一時保護施設の活用や自立支援センターの整備・拡充を行うこと。併せて、生活困窮者自立支援制度の実施に向けて、総合的な実施体制を整備すること。
  - (1) NPOや社会福祉法人、社会福祉協議会などの社会資源を活用し、支援員の育成・スキルの向上をはかること。
  - (2) 任意事業としての学習支援事業については、貧困の連鎖の防止に有効であるため、優先して実施すること。
  - (3) 就労訓練事業の認定にあたっては、貧困ビジネス防止の観点から、安全衛生の確保や情報公開など厳格な審査を行うこと。
7. ホームレスの自立支援等に関する特別措置法などを活用し、ホームレスに対する支援を的確に行うこと。
  - (1) ホームレスに対して生活保護の給付を行い、生活支援を充実すること。また、自立支援センターの整備・拡充など適切な対応をはかること。
  - (2) ホームレスの自立支援にあたって、ワーキングプア等の新たな貧困層への相談体制の整備・拡充、就業機会の確保など自立支援を強化すること。
8. がん対策における総合的な推進をはかるため、中心的役割を担う市町村に対し支援を強化すること。
  - (1) 「早期発見、早期治療」を推進し、目標である「検診受診率50%」に向けての環境整備に引き続き取り組むこと。
  - (2) 在宅療養を可能とするために、地域医療機関とのネットワークづくりへ向けて、モデルケースの公開などによる有効事例の拡大をはかるなどの支援・指導を行うこと。
  - (3) 地域がん診療連携拠点病院機能の強化のため、補助金の引き上げを行うこと。
9. 保健所機能の充実と地域の特性にあった体制、専門技術職員の確保および財政措置をはかるとともに、地域ぐるみの健康増進プランをつくり、生活習慣病予防への継続した

取り組みを行うこと。

10. 成年後見制度や日常生活自立支援事業の必要性が大きくなっていることから、制度の広報活動の強化、手続きの簡便化、サービスの拡充をはかること。特に認知症の人に対して、権利擁護システムが積極的に利用されるよう工夫すること。また「市民後見人」の普及・定着のために、育成事業に早急に取り組むこと。

## 2. 充実した高齢者福祉と介護保険事業

1. 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの充実をはかること。
  - (1) 地域包括支援センターの体制強化をはかり、支援事業を確実に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に、第2号被保険者代表を委員に選出することを義務づけること。
  - (2) 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域住民と積極的に連携し、定期的にケアシステムづくりの現状を開示すること。
  - (3) 自宅で安心して介護と療養のサービスが受けられるシステムを構築するため、「24時間定期巡回随時対応型訪問介護・看護サービス」を公募にまかせることなく、介護事業者との連携を積極的に行い、県内くまなく需要に対応できるようにすること。
  - (4) 要支援・要介護状態に至る前段での、一貫性・連続性のある介護予防マネジメント体制を確立すること。
2. 認知症へのケアシステムを充実させるとともに、介護施設や介護サービスを強化すること。
  - (1) グループホーム増設を促進するとともに、サービスの評価を行うこと。また、サービス業者との契約や金銭管理などにおける権利擁護のシステムをつくること
  - (2) 認知症の予防と治療やケア技術に関する研究開発をより一層強化すること。また、「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の受診促進に向けた広報・啓発活動や相談窓口、理解をはかる広報・研修・講座などの体制を整備すること。
  - (3) 住民検診において認知症テストを実施するなど、早期発見システムを構築すること。
  - (4) 認知症サポーターの育成、認知症カフェの普及、認知症対応型共同生活介護の整備などを推進するとともに、認知症の人を介護する家族からの相談に応じる体制の充実、徘徊への対策を講じること。
3. 認知症であっても住み慣れた地域で「人間としての尊厳が守られ、安心して暮らせる環境づくり」の実現のため、当事者の要望や地域に応じた認知症対策を検討すること。
4. 在宅高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進するため、「見守り」の取り組みを強化すること。また、民間の「見守り」事業については、指導・監督を行うこと。
5. リハビリテーションについて、施設入所、訪問、通所・外来、ショートステイの各々で、健康（健康管理や啓発）、再発予防、急性期、回復期、維持期の各段階における総合的・継続的なしくみづくりを行うこと。
6. 介護予防・日常生活支援総合事業について、各自治体の取り組み状況を把握し、情

報提供するとともに、財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な措置を行うこと。

7. 介護保険事業におけるサービスの質を向上させるために、以下の取り組みを進めること。

(1) ケアマネジメントをはじめ、各サービスの標準化を進めること。

① 施設での適切な人員配置 ② 正規職員の削減と非正規職員の置き換えを行わない  
③ 介護監査体制によるマニュアルの徹底 ④ 市町村の監査体制の充実、指導・監督の強化と結果の公表。

(2) ケアマネジャーについては、ケアマネジメントを中核という本来の役割が十分に果たせられるよう、現行の過大な業務内容を見直すとともに研修の強化をはかること。

(3) 介護事故・過誤の防止や感染症対策のため、全事業所での「安全管理責任者」の配置と「安全管理委員会」の設置を推進すること。特に「介護事故」については、激務の改善や見守りの徹底、施設点検などを行うこと。

(4) 軽度の要介護認定にあたっては、各自治体で差異のない認定となるよう基準に沿って行うよう指導すること。

8. 多くの待機者を抱える介護3施設については、早期に入所が可能となるよう施設の整備を強化すること。また、介護施設の内容、体制、費用負担の実態を点検し、改善・整備をはかること。特別養護老人ホームについては、特別優先入所、入退所指針に沿って厳格に適用すること。

9. 介護労働者の処遇の向上や、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかるため、ハローワークや介護事業所など介護に関わる多くの機関との連携を強化すること。

10. 介護人材の処遇改善のため、介護職員処遇改善加算を算定する事業所がこれらの加算を確実に労働者に支給されていることを確認・指導すること。

11. 未届け施設対策として、地域の介護需要を把握し、スムーズな利用がはかれる施設を構築すること。あわせて未届有料老人ホーム利用者の生活と権利擁護をはかること。

12. 事業者指定（地域密着型サービスを含む）について実施状況を検証し、必要な場合は速やかに改善を行うこと。

13. 通所介護事業所が提供する介護保険外の宿泊サービスについては、事故等の防止に向けて、自治体が立ち入り検査や改善勧告など行えるよう法的整備を行うこと。

### 3. 障がい者福祉の充実

1. 障がい者の希望を尊重し、自己決定と選択をもとに地域生活を支援するサービス体制を拡充すること。また、重度障がい者が地域と積極的に交われるよう支援すること。

(1) 市町村自治体を関係機関と調整し、精神科救急の受け入れ態勢の整備を進めること。

(2) 精神障がい者がおかれている社会的差別を解消するための方策を講じること。

(3) 生活の自立等に向けた専門カウンセラーの増員と人材育成を強化すること。

2. サービスの利用者負担、施設居住費・食費、公費負担医療費の自己負担等の費用負担について、自治体としても低所得対策、サービスの低下・削減をもたらさない基盤整備策などに努めること。

3. 障がい福祉サービスの利用制度に充実に向け、障がい者福祉サービスを担う社会福祉法人や地方自治体等の意見を十分反映した運営、家族からの相談窓口の充実、障がい者の生活実態等を踏まえた体制整備を促進すること。
4. 障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障がい福祉サービスに関わる労働者の人材の確保と労働条件の改善を行うこと。
5. 全盲の人が自治体を活用しやすいよう、自治体のHPなどに「読み上げソフト」の措置を講ずること。また、必要な設備の補助を行うこと。

#### 4. 医療提供サービス体制の充実と安心の医療保険制度

1. だれもが適切な負担で良質な医療提供サービスを受けることができるよう、地域医療体制を確立すること。
  - (1) 急性期から回復期・慢性期・在宅医療まで、良質で切れ目なく必要な医療が提供されるよう医療機関（病床）の機能分化と連携策を強化すること。
  - (2) 病床については、結核病床の維持・確保を引き続きはかるとともに、重複疾患に対応できる体制を強化すること。
  - (3) すべての医療機関において、利用者の立場に立ったインフォームドコンセント、医療情報の開示、セカンドオピニオン制度が着実に確立されるよう指導を行うこと。
  - (4) 救急医療体制の整備は、県民の命と健康を守るために必要な医療として位置づけ、充実をはかるため、次のことを実施すること。また、運営費を削減しないこと。
    - ① 救急救命センターを、人口50万人に1か所を基本に設置し、地域実態に合わせた整備を行うこと。
    - ② 救急救命士やドクターカーの運用体制を拡充すること。
    - ③ 休日夜間救急診療所のさらなる増設をはかり、未整備地区を解消すること。また、県民への広報をさらに強化すること。
  - (5) 災害時医療体制の整備・充実をはかること。
    - ① 緊急時の医療提供体制を確保するため、急性期医療に加えて感染症、慢性疾患精神疾患などに対応した医療チームの枠組みを構築すること。
    - ② 優先して、医薬品・医療材料・飲料水・食料等の物資を十分に供給すること。
2. 「神奈川県地域医療構想」の実現に向けて、将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を構築すること。併せて「医療構想」に基づく施策の進捗状況を定期的に検証し、地域医療体制の整備をはかること。
3. 高齢者の高額医療費償還払い制度について、各自治体は周知活動の強化と申請手続きの簡素化をはかること。また、疾病によっては負担の大きい金額となるケースもあることから、支払い方法については当該者の負担が軽減されるよう検討すること。

## 5. 医療・福祉等の人材の育成

1. 医師・看護師など医療従事者の離職を防止するため、実効性ある対策を講じること。  
また、看護師等の処遇の改善に努める病院等に対する助成を充実・強化すること。
2. 懸念されている産婦人科医療体制については、県・市が連携して民間病院を含め「地元で安心して産んで・育てられる」体制をめざすこと。また地域ごとの医師必要数についての適正配置に向けて、実行性ある対策を講じること。
3. 社会福祉施設における週40時間勤務体制の実施に見合った常勤職員確保のため、現行の職員配置基準を見直すとともに、措置費(事務費)の改善を行うこと。
4. 保健・医療・福祉の民間施設サービスに対して、指導監査業務の充実などを通じて、今まで以上に、民間施設を側面から支援していくこと。
5. 医療・介護現場での人材・安全確保・離職防止をはかるため、看護職・介護職などの夜勤・交代制勤務における勤務間の時間の確保、休暇を容易に取得できる勤務体制の確立、ワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の改善、潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実などの措置を講ずること。
6. 医療人材の確保に向けて、処遇や勤務環境の改善、専門性の向上をはかるような機会の拡充など、魅力ある医療提供体制を推進すること。あわせて、県内の医科系大学や看護学校を卒業した学生が当該地域で医療を担うことにつながる支援を行うこと。
7. 県内の看護師・介護士の必要人数を明確にし、人材の確保に資するよう奨学金受給枠の拡充を検討すること。

## 6. 新型感染症への対策の強化

1. 新型ウイルスや新型インフルエンザについては、国境を越えて短期間で日本国内に入ってくることから、医療関係者との連携及び敏速な対策・周知など危機管理体制を強化すること。
2. 新型ウイルス対策については、ウイルスの特性を見極め、その特性に応じた適切な対策を国、県、市と連携して迅速に行うこと。併せて、今後の感染症対策の基本的な考え方を示すこと。また、「地域医療構想」の再検討を行うとともに、引き続き、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化をはかること。
3. 「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」を周知し、県民・市民にとって安心できるパンデミック対策となるように情報提供すること。
4. HIV等の対策については、継続性ある取り組みとして充実・強化すること。また、児童生徒の各発達段階での性感染症予防や薬物乱用防止の教育を推進すること。

## 7. 子育て環境の整備と充実

1. 次世代育成支援対策推進法に基づき、引き続き施策の充実と指導強化を推進すること。
2. 児童相談所の増設と児童福祉士、児童心理士、相談員を配置・増員し、児童虐待の予防的な取り組みや機能強化を行うこと。
3. 児童虐待について、早期の対策を強化すること。
  - (1) 防止、早期発見、加害者を生じさせないための環境づくりなどの対策を強化し、点検活動を行うこと。
  - (2) 虐待児童に対し福祉・保健・医療、関係団体などと連携し支援策を強化すること。
  - (3) 児童虐待防止法を周知し、通告制度について啓発・広報を徹底すること。
  - (4) 「かながわ子どもみらいプラン」における「特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援」の点検を行い、児童虐待防止状況の把握を行うこと。
4. 2020年度から5ヵ年の子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の趣旨に沿って、支援を必要としている人の多様なニーズを把握するとともに地域的現状を勘案し、保育を必要とする子どもが等しく入所できる環境が整備されるまで、待機児童の解消と保育環境の充実に引き続き取り組むこと。
  - (1) 保育料負担の軽減をはかるとともに、民間認可保育所等に対する公費負担を改善すること。
  - (2) 公営保育所については、①保育定員数の不足・偏在、②保育時間、③休日利用など利用者ニーズに対応した施策を検討すること。また、認可外保育所についても高額とにならないよう補助を行い、利用しやすいようにすること。
  - (3) 認可保育所に入所できないため認可外保育所を利用している場合、地域単独保育施設を利用している場合、企業主導保育施設を利用している場合などの潜在的な待機児童数についても自治体単位で調査し解消策をたてること。
  - (4) 保育所の入所基準である保護者の（1日4時間以上という）就労条件については、多様な働き方の増加にともない、パートタイム労働者、求職者、短時間勤務者などへも対応した弾力的な入所ができるようにすること。
  - (5) 一時保育（一次特定、ショートステイ、トワイライト事業）、乳児保育、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、障がい児保育を行う施設の充実をはかること。
  - (6) 産後休暇終了や育児休業終了後の就業再開に対応できるように、弾力的な年度途中の入所を実現すること。
5. 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の人員確保に向けた抜本的な処遇改善を行うこと。また、地域による処遇格差の改善について検討すること。
6. 少人数規模での地域の子育て支援、家庭的保育事業、認可外保育所の保育の環境、施設等の環境などを把握し、必要な評価や援助策を強化すること。
7. 子育て支援として、次世代法の「認定マーク」の認知度の向上と、社会的評価を高めるよう啓発・周知活動を強化すること。

# 社会インフラ政策

## 1. 市民・市町村が主体のまちづくり

1. 都市計画の策定等にあたっては、「参加・公開・共生」を原則に、住民の参加と理解の上に立って策定すること。
2. 活力ある都市整備に向けて、都市機能の集積・再配置、都心環状道路等の交通基盤施設の整備、都心住宅の整備、街路、公園、下水道等の都市基盤の整備、公益施設の街なか立地等を促進するため、計画・事業制度の充実により、都市機能を集積・再配置して都市を積極的に造り変える「ダイナミックな都市計画」への転換をはかること。
3. 都市整備の再構築にあたっては、その前提となる安全・防災等の確保という観点から、防災公園等の避難地・避難路の整備や建築物の不燃化、下水道の増強・耐震化など既存ストックの再構築、密集市街地の都市防災構造化を推進すること。
4. 上下水道、橋、道路、標識など社会的インフラの維持と長寿命化・老朽化対策として、将来の人口減少の推移に応じて、持続性・安定性を担保するとともに優先順位をつけて整備すること。
5. 既存の社会インフラの維持管理にあたっては、安全対策の観点から、維持管理用ロボットの導入、IT技術の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止をはかること。
6. 上下水道など公共性の高い事業については、自治体における技術・管理人材の確保に努めるとともに、公共サービス事業の持続性・安定性と安全性を担保し、自治体間の連携体制の整備を促進すること。
7. 都市マスタープラン、地区マスタープランに沿って計画的、重点的事業計画を推進すること。
8. 「まちづくり」にあたっては、防災、バリアフリー、交通、環境、公園・緑地等、景観、働く場の創出、文化、安心と安全を基本として、魅力あふれるまちづくりとなるよう取り組むこと。
  - (1) 高齢者などの生活弱者が安心して暮らせるよう、医療、介護、教育、生活物資調達などの機能を集約し一体的に利用できるよう、総合交通体系を組み込んだ効率的なまちづくり（コンパクトシティ）の形成を継続して検討すること。
  - (2) 高齢者や障がい者が外出しやすくバリアフリーな街を構築するため、道路・建築物・交通機関等、各場面における福祉のまちづくりに取り組むこと。

## 2. 地域防災対策の推進

1. 地域防災対策、減災対策について次の施策を推進すること。
  - (1) 自主防災を重視し、家庭からの防災知識を深め、防災対策を進めること。そのため、災害への心構え、身近な防災対策、避難など防災意識の啓発を強化すること。また、地

域（自治会など）での訓練や連絡・連携体制整備などの防災対策を進めること。

- (2) 消防団、水防団及び消防職員について、施設・設備の充実強化、処遇の改善や人材確保等の対策を講じること。
- (3) 多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ、斜面の崩壊や堤防決壊を防ぐ対策を強化すること。
- (4) 企業の防災対策にあたっては、防災対策に関するガイドライン・マニュアルの作成などについて指導を強化するとともに、防災対策に関わる税制面での支援措置・保険の活用などを積極的に推進すること。
- (5) 小（中）学校単位を中心にした避難・備蓄の防災対策を強化すること。そのため、転居者でもよく分かるような防災避難場所等の周知徹底をはかること。
- (6) 大規模災害に備え、自治体は企業や各団体と連携し、災害に直面した住民や帰宅困難者への対策を強化するとともに、地域での防災訓練（住宅地・交通機関とその周辺）や勉強会を継続して行うこと。
- (7) 首都圏直下型地震、東海地震の「震度7」クラスを想定して耐震対策を強化すること。また、県民・市民に対しては耐震診断・耐震補強に対する情報提供を進め、家具転倒防止に関しての普及啓発などを推進すること。
- (8) 避難勧告と避難指示が一本化されたことにともない、県は市町村の個別避難計画作成の促進を支援するとともに、支援協定の締結など地方自治体間の連携をさらに促進すること。あわせてICTの活用により情報通信手段の確保や情報提供のあり方など、情報の発信や収集に関わる総合的な取り組みを推進し、県民・市民の自主的避難能力を向上させること。
- (9) 災害時の避難所における感染性疾患の拡大を防止する観点から、さまざまな災害時に対応する感染症抑制の知見や経験を分析し、平時から対策を講じること。
- (10) A I を活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、広域的な安否確認や避難誘導の迅速化に取り組むこと。
- (11) 災害発生時の被災状況については、Jアラート（全国瞬時警報システム）およびLアラート（災害情報共有システム）やSNSを有効活用し、多言語対応をはかったうえで必要な情報を発信すること。

2. 備蓄、耐震点検等の対策については、次のことに留意すること。

- (1) 自治体の防災計画・施設の点検・対策状況や、備蓄の状況などの広報及び情報公開をはかること。
  - (2) 行政が行う耐震診断利用が低いことから、活用の拡大に努めること。
3. 京浜臨海部の防災、災害対策を強化すること。災害に強い工業地帯とするよう行政・企業との連携強化と対策を強めること。また、船舶による緊急避難対策、消火、物資支援（輸送）などの防災・復旧対策を進めること。
4. 災害時における自治体の初動情報提供体制も強化し、誰にでも確実に防災情報が届くシステムを整備し、高い防災性を備えたまちづくりを推進すること。
5. 原子力防災については、国、企業、自治体の防災に関する連携体制を強化するとともに、原子力災害対策特別措置法にもとづく災害対策本部、オフサイトセンター連携強化と、警察、消防、病院などの対応機能などの対応策を強化すること。

### 3. 安全・安心の防犯対策の推進

1. 県下の防犯対策を強化するため、次の施策を推進すること。
  - (1) 多様な犯罪に即応できるよう、警察署の体制を強化すること。
  - (2) 県下の防犯対策を強化するため、必要とされる場所には防犯カメラを設置できるよう予算措置を行うこと。
  - (3) 管轄エリアの人口の増減や取り扱い件数などに対応して、警察官・交番相談員の数を増やすこと。
  - (4) 持続可能な警察機能と地域の安心・安全を両立させるため、交番の再編成については慎重に検討すること。
  - (5) 子どもを狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となった防犯体制の強化を行うこと。
  - (6) 多様化する悪徳商法や特殊詐欺の撲滅をめざし、注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対する防犯対策を強化すること。

### 4. 住宅政策の総合的な推進

1. 勤労者が適正な負担で良質な住宅を手に入れることができるよう、国の住宅と住宅資金の公的直接供給から、市場の活用と住宅ストックの活用という流れ、並びに住民の住宅ニーズの変化を踏まえ、総合的な住宅政策を強化・推進すること。そのため、住宅政策についてのマスタープランを作成・拡充し、公営住宅の拡大・建て替え、低廉・良質な民間住宅の供給を促進すること。
2. 高齢者、障がい者など住宅困窮者が安心して住める住宅政策の強化をはかること。
3. リサイクルの容易な自然建材の採用、省エネ住宅など、環境にやさしい家づくりへの啓発、誘導策を進めること。
4. 増え続ける空き家が火災や自然災害などによって、周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

### 5. 安全・利便、高齢者・身障者等が利用しやすい交通政策

1. 安全と利便性向上、高齢者・身障者が利用しやすい交通を基本にした総合交通体系を確立し、その推進をはかること。
  - (1) 総合交通体系の確立に当たっては、公共交通機関優先とすること。
  - (2) 道路交通網整備については、自然環境、市民生活優先の立場に立って、都市計画と一体のものとして進めること。
  - (3) すべての自治体は、交通バリアフリー法に基づき、重点的に整備する地区を定めて、公共施設、旅客施設、道路整備の基本構想の作成を急ぐこと。策定した基本構想については、住民、公共交通事業者、道路管理者の参加のもとに取り組みを推進すること。

2. 鉄道（地下鉄）、バスなど、公共交通機関を軸とした交通体系の整備を行うこと。  
また、地域事情に応じた交通網やソフトの充実をはかること。
- (1) バス利用促進のための道路確保及び駅前広場の整備、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムを充実させること。また、ナローエリアの循環型小型バスの運行と目的地までの乗り換え自由なシステムの導入をはかること。
- (2) 満員時の乗客のあふれ対策や、ホームからの転落防止策としての鉄道ホームの安全柵設置について、事業者と関係者が連携し早期の実現をはかること。
- (3) 排出ガスの抑制や道路渋滞の解消のため、トラックによる貨物輸送を内航船舶、鉄道など大量一括輸送への切り替え（モーダルシフト）を推進すること。
3. 違法駐車車両や放置自転車の取り締まりを強化するとともに、利用者のマナー教育を徹底すること。特に移動障壁となっている点字ブロック上の駐輪・駐車は重大な違反行為として対処すること。
4. 都市部の貨物専用パーキングや荷捌きスペースなどのインフラ整備については、物流の効率化のため、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備など、地域の物流事業者や住民など関係箇所と連携した施策の推進をはかること。また、新築等の建築物に対して、荷捌き駐車場の設置を義務付けているところもあるが、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、集配車両に対しては、地域の理解・協力を得る中で、具体的緩和地域を選定し、適用除外を交通管理責任者に求めること。
5. 区間により「貨物」、「貨物集配中の貨物車」、「車両」のいずれかについて、時間を限定して駐車を可能とするなど、荷捌き車両に配慮したよりきめの細かい駐車規制の緩和について検討すること。
6. 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、生活に必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する各種支援施策を拡充させること。特に山間部などに関しては、地域振興と一体となった維持対策を進めること。

# 環境・エネルギー政策

## 1. カーボンニュートラルの実現に向けて

1. 脱炭素社会の実現に向け、積極的な取り組みをはかること。
  - (1) 2050年脱炭素社会の実現に向けて、県は「かながわ気候非常事態宣言」を踏まえた計画の進捗状況の確認と施策の効果を検証すること。また、産学官の連携による環境技術開発等について支援を行うとともに、進捗状況の確認を行うこと。
  - (2) 広報活動、指導を強化すること。神奈川県においては、温室効果ガス排出削減の状況を県民にわかりやすく明らかにしながら、取り組みの推進をはかること。
  - (3) かながわ地球環境保全推進会議が提唱する「マイエコ10宣言」を推進し、県民・市民一人ひとりが、環境にやさしい暮らし方が実践できるよう周知すること。
  - (4) 工場・事業所におけるエネルギーの適正管理の推進をはかるため、小規模事業者への省エネ診断、環境マネジメントシステム導入支援と導入におけるインセンティブも含め、取り組みを進めること。
  - (5) 二国間クレジット制度などによる海外における温室効果ガスの削減に積極的に関わること。
2. 地球温暖化対策の促進に向け、積極的な取り組みをはかること。
  - (1) 「神奈川県地球温暖化防止活動推進センター」の充実に向け支援・連携すること。具体的には、県民、企業、NPO、行政が協同しての取り組みを推進するとともに、温室効果ガスの排出についての調査および広報・啓発活動を推進すること。また、地球温暖化地域協議会の機能強化とともに、地球温暖化防止推進委員の増員及び未委託地域の解消をはかること。
  - (2) 対策の国民運動である「クール・チョイス (COOL CHOICE)」の取り組みの更なる周知・啓発を行い、エアコンや冷蔵庫などの家電の買い換えが幅広く展開できるよう支援すること。
  - (3) 県内自治体や企業において、実施・計画されている対策の有効な取り組みについて情報発信を行うこと。
3. 各企業における環境対策の促進を支援するとともに、環境関連事業・産業の育成を推進すること。
  - (1) 各企業における高い生産効率から生まれた、製造から廃棄、再利用までの環境負荷事業を評価する仕組みを整え、優秀なトータルの高効率生産モデルとして持続させていくこと。
  - (2) グリーン購入を進めるとともに、省エネ・環境に優しい高機能商品については、正当な評価を行い、普及・啓発をはかること。
  - (3) 省エネルギー活動、地球温暖化防止活動、環境汚染防止活動などに努めている企業に対し、高い評価を受けられる制度を構築し、維持向上をはかること。
4. 国外にも事業所がある企業に対して、温室効果ガス削減目標設定や実績を求めた場合に、「必ずしも企業全体の温室効果ガス排出量の削減に繋がらない可能性がある」「神奈川県に生産や投資を集約することに、対象企業が抑制的になる可能性がある」といった課題を踏まえ取り組むこと。

## 2. ライフスタイルを変える 4 Rの効果的な推進

1. 県、市町村、住民の連携で発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）、不要なものは断る（リフューズ）の取り組みを強化すること。取り組みにあたっては、科学的根拠や客観的事実に基づいたリスクコミュニケーションをはかるとともに、新たなライフスタイルモデルの提案や広報活動などを行うこと。
  - (1) 住民、製造・販売・回収業者、自治体の連携を強化して処理費用を含めた総合的な取り組みを進めること。また、協議会・審議会・市民会議等の検討結果を広く周知徹底すること。
  - (2) 「かながわりユースショップ認証制度」や「かながわりサイクル製品認定制度」を積極的に広報することで、リユース品の売却や購入、環境に配慮したリサイクル製品の利用促進に努めること。
  - (3) ごみ減量化・資源化等を進めるため、中・長期を展望したごみ減量・リサイクル施策の確立と、地域における資源循環型社会づくりのための「一般廃棄物処理基本計画」等を廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に対し周知徹底すること。（市町村）
  - (4) 各自治体は、ごみ資源化を有効に進めるため、ごみ分別排出の徹底を行うこと。また、分別回収されたごみの再資源化を適正に行うこと。
  - (5) 廃棄物を資源として効率的にリサイクルできる環境を構築しつつ、「エシカル消費」の周知を行うこと。
  - (6) 「プラスチックごみ削減」に向けて、継続して普及啓発活動を行い、県民・市民がプラごみゼロに取り組める環境を構築すること。

## 3. 住民が安心できる廃棄物適正処理の推進

1. 産業廃棄物の最終処分場について、県立県営の最終処分場「かながわ環境整備センター」の運営状況を鑑み、その必要性についての研究の進捗状況及び研究結果に基づく今後の対策・方向性を検討すること。
2. マニフェスト（積荷帳票）制度を電子化の促進も含めて徹底させ、不法投棄に対しては徹底した監視と防止対策を確立し、厳格な処置をはかること。また、自治体と民間の連携を含む監視強化のシステムづくりを行うこと。
3. 産業廃棄物処理技術の開発にあたって、関連する複数の企業による共同開発方式を推進すること。また、民間の処理技術の活用を行うこと。
4. 医療廃棄物による労働災害や地域の感染・汚染リスクを回避するために、医療系廃棄物の適正処理と分別について指導体制を強化すること。
5. 畜産廃棄物による流域汚染の防止について、排出基準と監視・指導体制を強めること。

## 4. 環境教育、環境学習の推進

1. 各自治体は、一般市民に対して温暖化対策と循環型社会形成を中心に環境・消費者教育を体系的に行うこと。加えて大学等で環境・消費者教育の専門家を育成すること。
2. 小・中学校における環境教育をさらに充実したものにするため、教育現場及び地域やNPOと連携し、その財政措置を行うこと。

## 5. 化学物質対策の推進

1. PRTR制度等による化学物質のリスク管理を徹底し、化学物質による環境リスクに関する意思疎通が活発に行われるようにすること。
2. アスベスト対策を次により進めること。
  - (1) アスベストに関し、県をはじめとする自治体関連施設・職場において使用されていることが認められた場合の建築物の解体等については、飛散防止対策を徹底すること。また、アスベストが混入した建設資材等の運搬・処理について監視体制を強化すること。
  - (2) 発生源対策、民間建築物等の実態把握と対策、自治体施設等の実態把握と対策、除去（曝露対策、解体対策）・運搬・廃棄物処理対策、健康対策などを引き続き進めること。

## 6. 環境負荷の少ない交通政策の推進

1. 物流の効率化や公共交通の利用促進、交通需要マネジメントの高度化、モーダルシフト、高度道路交通システム（ITS）政策の推進による環境に優しい交通・運輸政策の確立で大気汚染対策を推進すること。
2. 次世代自動車への総合的な普及促進対策を公共車両を含めて促進するとともに、次世代自動車に対するインフラ整備を推進すること。
3. 次世代交通システムへの取り組みとして、LRTの導入やパーク・アンド・ライドを含めた神奈川県の実況に合ったシステムの検討を進めること。

## 7. 地域と連携した環境保全・美化の取り組みの推進

1. 私有林、私有地の緑を守るため、基金、緑地保全協定、税の減免対策などを行い、私有林の公的管理などの緑地化政策を推進すること。併せて、かながわナショナル・トラスト運動を推進すること。
2. 各市町村は「ポイ捨て禁止条例」を推進し、街の美化に取り組むこと。また、ポイ捨て撲滅に向けて、家庭・学校・行政等の連携により教育・啓発の徹底をはかること。
  - (1) ポイ捨て禁止条例の適用拡大と罰則の強化をはかること。また、ポイ捨て撲滅に向け

- た喫煙所を含めた景観づくりと、路上喫煙抑制についての啓発活動を推進すること。
- (2) 各市町村はまちづくり、道路整備について「ポイ捨て」しにくい景観とすること。
3. 九都県市の連携を強化し、対策を促進すること。
- (1) ヒートアイランド対策への取り組みを進めること。
- (2) 東京湾の水質改善に向けた取り組みを進めること。

## 8. 水資源の確保と水質保全

1. ライフラインである上下水道は安全・安心で安定した運営をめざし、将来も公営で担うとともに、事業の根幹である技術力の維持・継承のための経済的・人力的確保に努めること。
2. 「水循環基本法」を受け、神奈川県においても、国の水循環基本計画に基づく条例制定も視野に、これまで以上に水源環境の保全施策を進めること。また、「流域として総合的かつ一体的な管理」が求められていることを踏まえ、水源域である山梨県及び静岡県とも協議し、県境を超えた施策に協力して取り組むとともに、その保全活動等について県民・市民への啓発・促進を進めること
- (1) 相模湖が湖沼指定され、窒素・リンの環境基準が暫定目標として設定されたが、暫定目標はほぼ達成されているにも関わらず、富栄養化はまったく改善されていない。早急に暫定目標の見直しを行い、より厳しい値とするよう国に働きかけるとともに、湖沼法の指定湖沼に申請し、国及び山梨県とも協力して新たな規制や施策を講じること。
- (2) 相模湖の富栄養化対策のひとつとして、桂川流域の下水道未整備地域における「市町村管理型の合併処理浄化槽」の設置促進等について、山梨県側と協議・検討すること。
- (3) 水源河川の土砂対策を流域単位で総合的に進めるため、神奈川県がリーダーシップを発揮し、上流県域も含めた管理者や関係団体等とも連携しながら取り組んでいくこと。
3. 流域として総合的に生態系の維持や、地下水の涵養等の環境保全を進めていく施策のひとつとして、農業用水路等における通年通水を進めること。

## 9. 再生可能エネルギー普及への取り組み

1. 省エネルギー対策の推進と新エネルギーや未利用エネルギーの開発・導入をはかること。そのため次の措置をとること。
- (1) 新エネルギー・自然エネルギーに対する保安規制や立地規制など、国の規制改革を促すとともに、技術開発と導入支援を積極的に行うこと。
- (2) 住宅建築や工場等に対する資金融資・助成制度の充実・拡大に努めること。太陽光発電への助成については、設備を設置するすべての県民・市民がその対象となるような施策を継続し、補助の内容等を分かりやすく広報すること。
- (3) 再生可能エネルギー供給システムの構築に向けては、各々の特性を踏まえたうえで電力系統対策を環境性はもとより、経済性や供給安定性等を総合的に勘案すること。

- (4) 住宅建築や改修時に省エネ・低炭素社会実現に資する設備の導入を促進し、BEMS・ESCO等の事業育成を推進すること。
2. 太陽光発電・小水力発電などの再生可能エネルギーの普及を促進すること。普及促進にあたっては各発電設備の特性を踏まえるとともに、県内をいくつかのブロックに分けた上で、各ブロックの地域特性を勘案し、環境性はもとより経済性や供給安定性等を総合的に検討すること。併せて、公共施設の取り組みとして、省エネルギー設備への転換促進をはかるとともに、非常災害時に備え、自家発電設備などの自衛措置の充実に努めること。また、家庭の取り組みとして、省エネ・高効率の電気機器への買い替え促進に取り組むこと。
3. 家庭におけるエネルギー消費の削減の推進と、再生可能エネルギーを利用した高効率給湯器の積極的な推進をはかること。
4. 災害発生時、避難場所に指定される地域防災拠点施設の機能強化のため、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等、エネルギー源の多様性に考慮した設備や蓄電池等の導入を更に拡大すること。併せて、県内のガソリンスタンド業者との連携も検討すること。
5. 県内のエネルギーの自給率向上及び地域のセーフティーネット機能として自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの「地産地消」体制の構築に向けた働きかけを行うこと。

## 10. 食糧・食品の安全と安定供給

1. 農業政策の確立をはかること。
  - (1) 地域農業の振興と農畜産物の安定供給、食料の安全管理、中山間地域の活性化と国土環境保全、都市と農村の交流促進を基本とした地域農業・食料政策を推進すること。
  - (2) 国に対して働きかけること。
    - ① 自給率がカロリーベースで38%(全国)となっている。食料の海外依存を改めて、国の責任において国内生産の維持・拡大を基本に備蓄・輸入を組み合わせた食料の安全保障システムを確立すること。
    - ② 農業生産法人の要件緩和にあたっては、投機的土地取引の防止や事業・構成員の拡大範囲、株式の譲渡などに制限を設け安易な規制緩和を行わないこと。
    - ③ 食料・農林水産分野の競争力強化や輸出の促進などに対し、強い食料・農林水産業づくりをめざすための実効性ある対策を行うこと。
  - (3) 自治体が遊休農地を借り上げ、市民農園、収穫体験など市民が土と親しみ、生産プロセスに参加するなど農業への理解を深める場を増やすこと。
2. 食料の安全性の確保をはかること。
  - (1) 有機農法や無農薬等を広げ、安全な食料を確保し、その安定的供給をはかるとともに有機農産物の認証・表示制度を確立すること。
  - (2) 遺伝子組換え食品については、安全性に関する審査の徹底、身体や環境への影響に関する研究の推進、消費者に対する適切な情報提供など、安全確保に向けた取り組みを推進すること。

- (3) 作物・土壌の残留物検査を強化し、結果を迅速に公表して必要な対策を講じること。
- (4) 生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質管理の徹底をはかり、消費者に対する適切な情報提供を行うこと。
- 3. 食育基本法に基づく「食育基本計画」の達成に向け、食について考える習慣や、食に関する様々な知識、食を選択する判断力を身につけるための食育を一層推進すること。

## 11. 水産資源の維持と森林保全対策の推進

- 1. 水産資源の安定的な供給をはかる立場から、国際的なネットワーク・システムによる気候変動や海洋環境劣化の調査、漁業資源の調査を推進すること。
- 2. 森林保全と中山間地などの対策を総合的に次の視点に立って進めること。
  - (1) 森林・林業行政を抜本的に見直しを行い、循環型社会を確立する立場から、環境保全、持続可能な森林、公益的機能の重視を柱とした森林基本条例を制定すること。
  - (2) 荒廃が進む森林を守るため、保育・間伐（間引き）を重視して、民有地・国公有地を一体とした総合的・一元管理体制を創り、機能類型に応じた森林の管理を進めること。
  - (3) 森林保全と中山間地など、条件不利地域での生産活動の維持及び安住化の促進をはかるとともに、県土の保全・景観維持の取り組みに対して助成措置を行うこと。
  - (4) 森林資源の確保の観点で、県産材を使用した住宅に対する補助制度を検討すること。

# 教育・人権・平和政策

## 1. 豊かな教育環境の実現

1. 神奈川教育ビジョンの見直しにあたっては、広く県民・教育関係者からの意見聴取を行うこと。
2. 未来の人材を育てる教育への投資はすべての県民の願いであり、少人数学級の実現や優良な教育人材の確保は時代の要請である。県財政に占める固定費縮小という名目での安易な教育費削減をしないこと。
3. 教育改革の取り組みについては、子どもの権利条約に基づく教育行政施策及び教育条件整備の上で行うこと。また、県及び市町村の教育行政の独自性確保と現場教職員・児童生徒・保護者・地域の意見を踏まえるよう働きかけること。
4. 子どもの基礎学力向上と同時に、ものづくり・自然環境など、社会の多様性に触れる機会の創出に向けて、学校単位で独自性を発揮できるよう制度改善をはかること。
5. 基礎・基本を基盤としながら、理解力・思考力・創造力・問題解決能力等の質への発展を重視した学力観に転換し、総合学習や体験活動と連携して「生きる力」を育む教育を推進すること。
6. 個性を尊重し支え合いや他者と協働する力をはぐくむ、インクルーシブ教育を構築し、すべての子どもが共生社会の担い手となるよう取り組むこと。
7. 諸外国・諸民族の多様な文化を理解し、互いの違いを尊重しあいながら共生する力を育てる教育を推進すること。NPOやボランティア活動を重視し、ユネスコ等留学生や在日外国人児童生徒との交流など、実践的な教育を実現すること。
8. 身体及び知的障がいのある子どもが、通常の小中学校で授業を受けることを自由に選択できるよう、制度や学校施設のバリアフリー化、専任教員や介助員の補充など整備をはかること。
9. 国際人権規約にある高等教育・中等教育の漸次無償化の趣旨を踏まえ、高等学校に通うすべての生徒の授業料無償化を求めること。
10. いわゆる「貧困の連鎖」によって、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、援助が必要な家庭に対して漏れることがないよう支援を行うこと。
  - (1) 各自治体で実施している給付型、または無利息貸与型の奨学金について、対象者の拡大をはかり利用者の実態にあった制度となるよう進めること。
  - (2) NPOの活動支援など学習支援の充実をはかること。
11. いじめ、不登校、暴力行為などの解消に向け、学校・地域・家庭が一体となった施策を推進するとともに、県（市）独自の行動指針を策定すること。また、課題解決に向けた学校の取り組みを積極的に支援すること。
12. 教職員の超過勤務状態を解消するため、実効性ある施策を実施すること。特に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（2019.1.25答申）」及び文科省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（2019.1.25事務連絡）」に掲げられた施策を実施するよう働きかけること。

13. 学校が地域の独自性を発揮できるように教育課程の編成から教材の選択に至るまで、分権的な体制を整備すること。
14. 入学式や卒業式等での国旗・国歌「日の丸・君が代」の扱いについては、「思想および良心の自由を制約するものではない」ことを踏まえ、適切な対応を行うこと。
15. 学校教育の場における人権尊重、生命尊重の視点に立った教育を推進すること。また、子どもに有害なメディア・雑誌・広告物等への対策を強化すること。
16. 30人以下学級の拡充など、学級編成基準・教職員配置基準の改善を行うこと。基礎学力の向上など新たな課題解決を可能とする観点からも、児童・生徒の減少期を活かした小規模学習実現に向けた県（市）独自の施策を拡大するとともに、自治体独自に学級定員・教職員定数の弾力化が行えるよう国に対し働きかけること。
17. 防災教育を充実させるにあたっては、地域特性を踏まえてより家庭全体での共通認識が育まれるように、保護者を交えたプログラムを検討すること。
18. 学校から社会への円滑な接続をはかるために、ワーク・ルール教育など社会人として必要な知識を身につけ、意識醸成するためのカリキュラムを検討すること。

## 2. 社会的教育基盤の充実・強化

1. 県立高校改革を踏まえ、耐震化・老朽化対策をはじめとする校舎の耐震化・新築を推進すること。学校など教育施設の耐震化は、子どもたちの生命を守り災害時の避難所として最優先に整備されるべきであり、公共事業的観点から予算措置をはかること。
2. 湘南・西湘など大津波の被災が懸念される沿岸部地域については、学校施設への屋上高層デッキ新設等による周辺住民の大規模緊急避難場所としての活用をはかること。
3. 児童・生徒だけでなく、学校周辺の地域住民も交えた合同避難訓練の必要性を検討すること。被災後の避難所としての運営やその後の学校運営のあり方について、地域との役割分担を含め検討すること。
4. 「全国学力・学習状況調査」については、廃止を含む調査のあり方の抜本的な見直しを求め国に働きかけること。また、学校別の結果公表については、混乱や子どもの不利益が生じないよう慎重に対応すること。
5. すべての子どもの希望に応じた高校進学を保障するため、全日制進学率の向上に努め、進学希望に応えられる定員計画を策定すること。また、定時制・通信制教育については、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容や学習内容が提供できるよう、条件整備に努めること。
6. 学校施設・設備等の教育予算を充実させること。また、私学助成を拡充し、公私格差を是正すること。
7. 「義務教育機会確保法」を踏まえ、学び直しの機会を補償する観点から中学校夜間学級の設置に向けて取り組むこと。取り組みに際しては、市町村を支援すること。
8. 副教材費・校外学習費等の一部公費負担により保護者負担の軽減をはかること。
9. 小中高へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充をはかること。また、地域カウンセラーなど専門相談員制度を拡充すること。

### 3. 児童生徒を取り巻くサポート環境の充実

1. 「放課後児童クラブ・学童保育」の運営にあたっては、入学前の保育所開所時間を目途に利用者ニーズに合わせた開所時間の延長と、希望者全員が利用できる施設数を確保すること。併せて、指導員の増員や労働条件改善等を行い、安易な規制緩和を行わないこと。
2. 学校教育、家庭教育、社会教育それぞれの場面での課題を明らかにし、児童・生徒、教職員、保護者、地域社会への広報と研修を推進すること。
3. 外国につながるのある児童・生徒に対する支援を促進すること。
  - (1) 学習権を保障し、併せて日本語教育および母語・母文化教育の支援をするため、通訳等の充実、地域で活動するNPO等との協働に取り組むこと。また、いわゆる「やさしい日本語」で保護者へ伝えること。
  - (2) 就学・高校入学に関わる専門相談窓口を設置し、広報すること。
  - (3) 高校用の日本語学習の教材作成を進めること。また、小中学校の教材の充実をはかること。
  - (4) 多数の児童・生徒が通学する公立高校に国際教室担当教員（担当者）を配置すること。また、小中学校への配置を拡充すること。
4. 部活動についてはそのあり方を検討するとともに、休養日の設定と部活動指導員の活用を促進すること。
5. 小、中学校の空き教室については、地域コミュニティー、福祉、子育て、生涯学習等への活用促進をはかること。
6. 生涯学習については、住民のニーズに応え、「いつでも、どこでも、だれでも、気軽に」自主的な学習、文化・スポーツ活動ができるよう条件整備に努めるとともに、生涯学習メニューの開発と広報を進めること。

### 4. 米軍基地機能の縮小

1. 原子力空母と同じように常駐率の高い原子力潜水艦について、震災や津波による破壊事故等、従来想定していなかった危機も視野に入れ、情報収集や必要な対策を国に講じさせること。また、県として積極的に情報公開に努めること。
2. NLP等の削減や事前告知の適正ルール化を、住民が実感できるよう具体的な削減目標等の明示を含め、米軍に要望すること。
3. 垂直離着陸機オスプレイについては、安全性についての説明を求めるとともに、その内容と飛行計画を明らかにすること。
4. 相模総合補給廠、キャンプ座間、池子住宅地など、神奈川県内の米軍施設の一部返還・再利用及び共同使用化にあたっては、地元自治体のニーズに添った有効活用ができるよう、国に対して柔軟な対応を求め前進をはかること。具体的には、一定規模以上の跡地利用については、国の財政負担を含めた整備が欠かせない実態を踏まえ、特段の配慮をすることを含め国に働きかけること。これに関して、跡地利用計画はできる限り雇用創出に結びつくよう、当該自治体との意見調整をはかること。

5. 県内の米軍基地機能の縮小に向け、人口密集地における以下の課題解消をはかること。
- (1) 県内有数の人口密集地となった厚木基地周辺の騒音被害をさらに軽減させるため、NLPの硫黄島全面移転を求めると同時に、気象上等の理由による例外的な訓練についても、事前通告及び回数などを含む事前協議制度を新設するよう、国に働きかけること。
  - (2) 人口密集地における時代に逆行した基地機能強化であるキャンプ座間の米陸軍第一軍団司令部の撤退、同基地の自衛隊即応集団司令部の縮小及び相模総合補給廠の米軍ミサイル防衛部隊の司令部の撤退を求めること。

## 5. すべての差別の撤廃に向けて

1. 障害者権利条約の批准を踏まえ、県の人権指針の見直しをはかり、人権宣言や人権基本条例の制定を行うなど、人権政策の強化をはかること。また、未着手自治体に対しては、人権指針の策定を働きかけること。
2. 偏見や差別のない共生社会をめざした「ともに生きる社会かながわ憲章」について、理念の普及啓発に向け取り組むこと。
3. 性的マイノリティに関する認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況であることから、引き続き地域社会や職場、教育現場において、お互いの人権と多様性が尊重される社会の実現をめざし、普及啓発を充実すること。
4. 人権としての性を尊重し、性の商品化を許さない社会風土を確立すること。
  - (1) 性の商品化の氾濫について、新たなメディアなどにも自主規制を促すこと。
  - (2) 相談窓口の設置および充実をはかること。
  - (3) ワンストップ支援センターについては、性暴力被害者への支援を強化するため、警察や病院、法律家と連携し、被害者救済が法的・費用面からも行われるよう強化すること。
5. 部落差別をはじめとして、あらゆる差別を排除するため「統一応募用紙」使用を自治体・民間を問わず啓発すること。また、「地名総鑑・インターネット」などによる差別に対しては、その根絶のため積極的な施策を展開すること。
6. 就職差別の根絶をめざし、企業への具体的指導をはじめ対策を講じること。
7. 配偶者暴力防止法（DV防止法）の周知をはかるとともに、県の定める基本計画定着のための啓発、指導を強化すること。
  - (1) 公的緊急避難施設（シェルター）、中間施設（ステップハウス）の設置拡大と対応策の充実をはかること。
  - (2) 民間シェルターへの経済的支援を強化すること。
  - (3) 加害者を生じさせない環境づくり、啓発活動を行うこと。
  - (4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含め、相談対策を強化すること。

# 行財政政策

## 1. 行財政改革と行政サービスの両立

### 1. 行政改革について

- (1) 簡素で効率的な行政システムづくりを推進するとともに、住民の利便性や透明度を高めた情報提供により住民サービスの向上に努めること。
- (2) 審議会・協議会等については、設置のあり方について継続的な見直しを行い、必要最小限にとどめること。また、審議会委員の選任に当たっては、公募による委員の選任や勤労者代表の委員を選任すること。
- (3) 審議会の議事録については、速報版（将来的に修正も可）の発表など、県民・市民が早期に内容を把握できるよう工夫すること。
- (4) 行政内部での不適切な経理問題を生じさせないように、内部監査体制の充実、関係業界との公正な取り引き、第三者監視体制の強化を推進すること。
- (5) 新たな大都市制度や県と政令市のあり方の検討に際しては、目的や全体像をわかりやすく明らかにし、特に県民全体の参加と合意形成により進めること。

### 2. 財政改革について

- (1) 自治体予算の編成にあたっては、必要な分野への重点配分や必要度の薄らいだ事業の削減について徹底すること。
- (2) 財政計画については、住民によりわかりやすく広報すること。また、地方債の発行抑制については引き続き進めること。
- (3) 各自治体の歳出については、住民ニーズに沿ったものとなるよう、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。

### 3. 行政運営について

- (1) 各種の行政手続きに関して、利用者・市民の立場に立った手続きの簡素化をはかり許認可期間の短縮に努めるなど、制度の見直しなどを積極的に進めること。
- (2) 事業の企画にあたって、市民参加委員会の設置など意見聴取の場などを設置し、市民参加が拡大できる手法を進めること。特に、企画段階でどの時点でパブリックコメントを実施するかなど事前に進行計画を明示すること。

### 4. 行政サービスについて

- (1) 議会や審議会を含めた情報公開、また災害やイベントなど必要な情報がリアルタイムで入手できるような体制を検討すること。
  - (2) 県民・市民協働の行政サービスを提供するためにも、各自治体においては町会・自治会等の地域コミュニティを重視した施策を展開すること。
  - (3) 窓口サービスの充実や土日対応など、県民・市民が利用しやすい施策を検討すること。
5. 行政の情報公開にあたっては、意思形成過程の文書公開など対象の更なる拡大を行い、不開示情報は最小限にとどめること。

### 6. 評価システムの確立について

行政の執行にあたってその施策が目的にかなっているか、県民・市民のためになってい

るかを的確に評価し、施策の展開に生かしていくための評価システムを確立すること。  
また、評価システムの基準とその結果をわかりやすく公表すること。

7. 行政監査の運用について

外部監査からの報告を積極的に活用した行政サービスを行うこと。

8. 公共サービス基本法に沿って、「受益者の権利と公共サービスの社会的意義確立」のための条例制定に着手すること。

9. 指定管理者制度については、制度導入後の施設等において不安定雇用が顕在化し、住民サービスの低下が懸念されており、同制度の抜本的な見直し及び適正な運用を実現すること。

10. 役所機能の喪失を伴うような自然災害に対しても、住民票をはじめとして行政が保有するデータの完全・速やかな復元ができるよう、バックアップ方法を強化すること。

11. 地域単位での減災・相互扶助強化のために、地域コミュニティやネットワーク機能の実効性を高める施策を行うこと。

12. 業務継続計画（BCP）の策定支援にあたっては、雇用確保に向けた対応・避難所の提供などを含めて、事業所が立地する地域単位で策定が進むよう工夫して取り組むこと。

## 2. 税制改革を踏まえた地方主権の推進

1. 地方主権の拡大と自治体の財政基盤の強化をはかるため、第一義的に国税と地方税の体系・配分の見直しを行うよう、都道府県が連携して政府に働きかけること。

2. 地方分権の一層の推進にあたっては、地方主権を基本とする高度な福祉型分権社会をめざし、社会システムを確立するため、以下の事項について留意すること。

(1) 県から市町村への権限移譲を引き続き進めること。財政措置については市町村の実情を踏まえた措置をはかること。

(2) 市町村合併にあたっては、自己決定・自己責任の原則を徹底し、自主的な住民合意に基づいたものとなるよう進めること。

3. まち・ひと・しごと創生における総合戦略の推進にあたっては、産官学金労言の枠組みを維持すること。また、施策の進捗については、PDCAサイクルによる成果や課題の検証を行い、時期総合戦略の制定も見据えた見直し・補強を行うこと。

4. 国税と地方税の体系・配分の見直しを行うよう国に積極的に働きかけ、自治体の自主財源の拡大、課税自主権の確立を通して、自治体の財政基盤の強化をはかること。そのため、以下の措置をとるよう国に強く要請すること。

(1) 補助金や地方交付税の改革、国と地方の役割分担を明確にして、国税と地方税のとの配分の見直し・財源移譲を一体的に行うよう国に働きかけること。

(2) 地方交付税については、的確な財政需要を反映した簡素・透明な算定となるよう基準指標の見直しをはかるとともに、市町村の意見が反映できる仕組みとすること。

(3) 国庫補助金については、真に必要なものに限定するなど抜本的な整理統合を進め、一般財源化を進めるとともに、地方の自主性・自立性に基づき優先順位を定めて見直しを行うこと。

5. 税財源対策等、県民市民に負担を求める制度の検討にあたっては以下の事項に配慮す

ること。

- (1) 法定外目的税や外形標準課税の検討にあたっては、税制は民主主義の根幹であり、慎重を期して対応すること。検討にあたり単に地方単位で実施するのではなく、全国的な立場で検討を行い、関係者の理解の上に立って対応すること。
- (2) 新たな税制の検討にあたっては、県民（市民）に「わかりやすく、公平に」を基本に、過程を含めて、検討状況が明確となるよう進めること。
6. 地域公共交通の現状からも、生活の足となる自動車全般に關係する自動車關係諸税の簡素化・負担軽減と、地方における必要な財源確保に向け、国や關係機關への働きかけを進めること。
7. 「ふるさと納税制度」について、本来寄付金は経済的利益の無償の供与であることに鑑み、制度の理念に沿った適切な制度運営に努めること。

### 3. 公務員の労働条件や労働環境

1. 地方公務員の自律的労使關係を確立するため、民主的で透明・公正な公務員制度改革を実現し、労働基本権の回復をはかることを国に求めること。
2. 地方公共団体は、新たな民間的經營手法、政策評価システムの導入、NPOとの連携、PFIによる經營手段が求められているが、一方で公共が揺らぐ恐れがある。公務に従事している職員とのコミュニケーションが非常に重要となることから、地公法55条3項による管理運営事項に係る勤務条件等については、交渉と併せ「労使間で協議する場」を設置し、労使での話し合う機会を拡大すること。
3. 公正、中立、透明かつ民主的な公務員制度改革を行うこと。第三セクター等については、事業内容・財務情報・債務状況等についての情報を公開すること。また、組織形態の変更にあたっては、プロパー社員や非正規従業員の雇用を確保の上で行うこと。
4. 公務員の人事管理は、公明・透明な基準により職務・職制で処遇するものとし、処遇基準の設定にあたっては労働組合の参加の中で定め、昇進・配置を行う必要がある。従って、公平・公正性、透明性、納得性、客観性のある基準を定めて評価するものとし、苦情処理制度を設置するなど検討を行うこと。
5. 効果的・効率的行政の運営をはかるため、次の措置を講じること。
  - (1) 公務能率を推進するため、市民・職員参加による「行政運営推進委員会」を設置し、検討を行うこと。
  - (2) 人材を育成する観点から、民間人の登用、職員の部外研修等を推進すること。
6. 消防職員に団結権を付与するとともに、県は「消防職員委員会」の民主的運営をはかること。また、労働基準法の遵守、安全衛生委員会の機能強化など、市町村への指導を強めること。
7. 「会計年度任用職員制度」については、良質な公共サービスを維持し続けるためにも、引き続き、正職員との均等・均衡待遇や雇用継続など、雇用の安定と労働条件の適正化に努めること。また、必要な財源の確保を国に働きかけること。

## 4. 市民に開かれた政治や議会改革

1. 投票機会のさらなる確保のため、期日前投票時間、共通投票所の設置など手続きの弾力的な設定を進めること。併せて、駅前商業施設等を利用した投票所の拡大についてきめ細やかな対応・支援を行うこと。
2. デジタル・ディバイド対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入に向けて、具体的な検討を進めること。また、それまでの間、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化及び対象者の拡大を行うこと。
3. 世代間における高齢者比率の増加により、未来を担う若者の意見反映が困難になっていることから、若者の政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むための主権者教育を推進すること。
4. 県民・市民に開かれた議会とするため次の措置を行うこと。
  - (1) 議会における建議・運営・審議状況については、事前に県民・市民にわかるよう公開できる体制を確立すること。
  - (2) 審議状況については、委員会審議を含めて公開することを原則にし、議事録についても即日開示できるシステムを構築すること。
  - (3) 議会基本条例については、県民・市民の思いを反映するよう運用すること。
  - (4) 住民参加の重要な機会である委員会等の傍聴に関して、受付時刻も含め、現行のルールの見直しを行い、より開かれたものとする。
5. 地方分権に伴う条例制定権確立に向けて、議会局を質・量ともに充実するとともに政策スタッフを充実・強化し、議員提案の環境整備とその結果を県民・市民に周知すること。
6. 地方議会において、勤労者が議員を兼務できる環境を整備すること。併せて、議会開催は勤労者・女性・学生が広く傍聴できる環境を整えるため、夜間・休日開催など多様な形態を検討すること。

## 5. 消費者の視点に立った消費者政策

1. 消費者庁「第4期消費者基本計画等を踏まえ、一部の消費者による悪質なクレームなどのハラスメントの防止に向けて、論理的な消費者行動を促す消費者教育の推進、情報発信を推進すること。
2. 各種詐欺被害を受けやすい高齢者や子ども、障がい者に配慮し、地方行政と地域の連携により消費者被害の未然・拡大防止に努めるとともに相談体制を強化すること。